

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年 5月11日

【会社名】 アイ・ティー・シーネットワーク株式会社

【英訳名】 ITC NETWORKS CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 寺本 一三

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番 3号

【電話番号】 03-5739-3702

【事務連絡者氏名】 執行役員経営企画部長 目時 利一郎

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番 3号

【電話番号】 03-5739-3702

【事務連絡者氏名】 執行役員経営企画部長 目時 利一郎

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

## 1 【提出理由】

当社は、平成24年5月11日開催の取締役会において、当社とパナソニック テレコム株式会社（以下「パナソニック テレコム」）が合併（以下「本合併」）することを決議し、同日付で合併契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

## 2 【報告内容】

(1) 本合併の相手会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	パナソニック テレコム株式会社
本店の所在地	東京都港区芝浦1丁目12番3号 Daiwa芝浦ビル3階
代表者の氏名	代表取締役社長 佐藤 正人
資本金の額	10百万円
純資産の額	6,194百万円
総資産の額	22,642百万円
事業の内容	携帯電話端末等の販売及び法人向けソリューション事業

(2) 最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
売上高（百万円）	49,509	47,059	49,875
営業利益（百万円）	3,669	2,880	3,652
経常利益（百万円）	3,671	3,002	3,655
当期純利益（百万円）	1,576	1,666	1,936

(3) 大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の名称	パナソニック モバイルコミュニケーションズ株式会社
発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合	100.00%

(4) 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社とパナソニック テレコムとの間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社とパナソニック テレコムとの関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。
人的関係	当社とパナソニック テレコムとの間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社とパナソニック テレコムとの関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。
取引関係	当社とパナソニック テレコムとの間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社とパナソニック テレコムとの関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。

## (5) 本合併の目的

当社は、伊藤忠商事株式会社を筆頭株主とする東証一部上場企業で、携帯電話の販売・アフターサービス、法人向け携帯ソリューションサービス等を展開しております。携帯電話の驚異的な普及とともに成長し、今や欠くことのできないライフラインの1つとなった携帯電話の業界においてお客様接点としての役割を担い、「主体的に」「フェアに」「誠実に」を基本姿勢として業界の発展に貢献して参りました。

パナソニック テレコムは、パナソニック モバイルコミュニケーションズ株式会社（以下「パナソニック モバイルコミュニケーションズ」）の100%子会社で携帯電話の販売・アフターサービスに加え、携帯コンテンツなどのBtoCサービス等を提供しております。パナソニックの経営理念をバックボーンとしてモバイル商品を通じてお客様の生活をより豊かで快適にしお客様の満足を最大化するようにと考え成長して参りました。

両社が、主な事業領域とする携帯電話の端末販売市場は、2007年の販売方式の変更に伴う端末価格の上昇などで縮小傾向にありましたが、昨年来のスマートフォンの登場により売場は活況を呈し再び拡大傾向になっております。今後も従来型の携帯電話からスマートフォンへ携帯電話利用者のシフトが進むことから、この拡大基調は続くものと推測されます。

一方、スマートフォンなどの新たな商品は、これまでの携帯電話に比べ高度であり多機能なことから、対応するスタッフに要求されるスキル、商品知識は膨大なものとなっています。また、お客様にとっても、使い方が多様化し楽しみ方の幅が広がっており、ご満足頂くためには、充実した説明が必要で、対応に時間を要する傾向があります。

店舗のスタッフ教育を充実させる必要性が一段と増してきているとともに、スタッフの増強も求められる状況で、これらに対応できるかどうかは代理店の大きな差別化要因になると思われれます。

こうした事業環境の下、両社は経営統合により事業規模の拡大と収益基盤の拡充を図り、業界のリーディングカンパニーの1社として、スマートフォンを中心とした市場の成長を牽引するとともに、従来以上にEmployee Satisfaction（従業員満足）を充実させ、業界で抜きん出たCustomer Satisfaction（顧客満足）の高い接客拠点の確立とコンテンツを含む新規事業の創造を目指して参りたいと思っております。

携帯電話の端末販売市場においては、すでに両社とも大手の一角を占めておりますが、当社は、関東を主力市場とし、販売チャネルとしてはキャリア認定ショップ、量販店および法人と各チャネルをバランスよく保有し、パナソニック テレコムは関西を中心に全国各エリアで高いシェアを有するとともに、キャリア認定ショップに強みを持っており、お互いの強みを活かせる最適な補完関係が成立すると考えております。

さらに、統合会社は、両社ならびに親会社グループが持つ顧客基盤に対して、お互いが持つ商品・サービスをクロスセルすることができ、収益源泉の多様化が実現し、より大きな成長が可能であると考えております。

今後、対等の精神で事業運営にあたり、お互いの優れたところを1日も早く学び、全社員に展開するとともに、人事制度ほか様々な制度を速やかに一本化しフェアな処遇で一体感を醸成することで、合併効果を最大化したいと考えております。

統合会社は、年間販売台数300万台超、キャリア認定ショップ421店舗、店舗の個人会員785万人超の顧客基盤を有するとともに、既存法人顧客1万社50万回線の法人顧客ならびに伊藤忠グループおよびパナソニックグループの法人顧客基盤を確保する企業となります。

## (6) 本合併の方法、吸収合併に係る割当ての内容その他の吸収合併契約の内容

## 本合併の方法

両社対等の精神に基づき合併いたしますが、合併の手続き上、当社を吸収合併存続会社、パナソニック テレコムを吸収合併消滅会社とする吸収合併方式を採用することとし、パナソニック テレコムは本合併により解散します。

## 本合併に係る割当ての内容

パナソニック テレコムの普通株式 1 株につき当社の普通株式55.923株及び 49,500円を割当て交付いたします。

パナソニック テレコムの株主に割当てられる株式数の合計は11,184,600株、現金の合計額は99億円となります。(11,184,600株は新会社の議決権比率20.00%に相当します。)

割当内容は、既存株主に対する希薄化の抑制、経営統合後の新会社の株主構成、新会社の資金ニーズの可能性等を総合的に勘案し決定いたしました。

(注) 当社が本合併により交付する新株式数

普通株式11,184,600株(本合併にあたり、当社の自己株式(254株)の交付は行わない予定です。)

## その他の吸収合併契約の内容

末尾の「合併契約書(写)」のとおりです。

## (7) 本合併に係る割当ての内容の算定根拠

## 算定の基礎

当社及びパナソニック テレコムの完全親会社であるパナソニック モバイルコミュニケーションズは、本合併に際して交付される株式数及び金銭の算定にあたって公正性を期すため、当社は野村證券株式会社(以下「野村證券」)を、パナソニック モバイルコミュニケーションズはG C Aサヴィアン株式会社(以下「G C Aサヴィアン」)を本合併のためのフィナンシャル・アドバイザーとして任命し、当社は両社の株式価値の算定を、パナソニック モバイルコミュニケーションズは本合併に係る割当ての内容の算定を、それぞれ依頼しました。

当社は、本合併決議取締役会に先立ち、下記の算定結果を内容とする報告書を野村證券より受領しております。

野村證券は、当社については市場株価が存在することから市場株価平均法による算定を行うと同時に、両社について多角的に分析することが必要と考え、両社と類似の事業を営む上場会社が複数存在することから類似会社比較法による算定を行うとともに、両社の将来の事業活動の状況を評価に適正に反映するためにディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「D C F法」)による算定も行いました。なお、野村證券がD C F法の前提とした将来の利益計画については、当社及びパナソニック テレコムともに大幅な増減益は見込んでおりません。

	採用手法	普通株式一株当たりの価値の範囲
アイ・ティー・シーネットワーク	市場株価平均法	502円 ~ 526円
	類似会社比較法	457円 ~ 671円
	D C F法	738円 ~ 885円
パナソニック テレコム	類似会社比較法	62,829円 ~ 82,764円
	D C F法	90,787円 ~ 110,239円

(注) 野村證券は、両社の普通株式の株式価値の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確且つ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産及び負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。両社の財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されたことを前提としております。

パナソニック モバイルコミュニケーションズ及びパナソニック テレコムは、パナソニック テレコムの本合併決議取締役会に先立ち、下記の算定結果を内容とする報告書をG C Aサヴィアンより受領しております。

G C Aサヴィアンは、パナソニック テレコムについては、非上場会社であり市場株価が存在しないため、類似会社比較法及びD C F法を用いて算定し、当社については普通株式が上場されており、市場株価が存在することから市場株価平均法、類似会社比較法及びD C F法を採用しました。

パナソニック モバイルコミュニケーションズはG C Aサヴィアンに対し、算定の前提として、本合併の対価としてパナソニック テレコムの既存株主に対して当社株式計11,184,600株（本合併後の発行済株式数の20.00%）及び現金を割当てるとした際の現金対価の算定をG C Aサヴィアンに依頼しました。

評価手法		パナソニック テレコムの普通株式 1株に対して割り当てられる アイ・ティー・シーネットワーク 普通株式55,923株を除いた 現金対価の算定レンジ
パナソニックテレコム	アイ・ティー・シー ネットワーク	
類似会社比較法	市場株価平均法	33,894 ~ 45,068円
類似会社比較法	類似会社比較法	38,622 ~ 41,320円

なお、当社に適用した市場株価平均法では、平成24年5月2日を算定基準日とし、算定基準日の終値、算定基準日から遡る1ヶ月間の終値の単純平均値、及び当社による平成24年3月期第3四半期報告書発表の翌営業日から算定基準日までの終値の単純平均値を採用しております。

G C Aサヴィアンは、普通株式に係る合併対価の算定に際して、パナソニック テレコム及び当社から提供を受けた情報並びに公開情報を原則としてそのまま採用し、かかる情報及び公開情報が、全て正確且つ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、パナソニック テレコム及び当社とその関係会社の資産及び負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。パナソニック テレコム及び当社の財務予測については、両社により得られる最善の予測と判断に基づき合理的に準備・作成されたことを前提としております。

なお、G C AサヴィアンがD C F法の前提とした将来の利益計画については、パナソニック テレコム及び当社ともに大幅な増減益は見込んでおりません。

## 算定の経緯

上記記載のとおり、当社は野村證券に両社の株式価値の算定を、パナソニック モバイルコミュニケーションズはG C Aサヴィアンに本合併に係る割当ての内容の算定をそれぞれ依頼し、当該第三者機関による算定結果を参考に、それぞれ当社及びパナソニック テレコム of 財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、当社、パナソニック モバイルコミュニケーションズ及びパナソニック テレコムで合併に係る割当ての内容について慎重に協議を重ねた結果、平成24年5月11日付にて、最終的に上記合併に係る割当ての内容が妥当であるとの判断に至りました。

## 算定機関との関係

当社のフィナンシャル・アドバイザー（算定機関）である野村證券は、当社、パナソニック モバイルコミュニケーションズ及びパナソニック テレコム of 関連当事者には該当せず、本合併に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

また、パナソニック モバイルコミュニケーションズ of フィナンシャル・アドバイザー（算定機関）であるG C Aサヴィアンは、当社、パナソニック モバイルコミュニケーションズ及びパナソニック テレコム of 関連当事者には該当せず、本合併に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

## 上場維持の見込み

本合併における存続会社である当社の普通株式は、本合併の効力発生以後も引き続き、東京証券取引所第一部において上場を維持する見込みであります。

(8)本合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	アイ・ティー・シーネットワーク株式会社
本店の所在地	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー26階
代表者の氏名	代表取締役社長 寺本 一三
資本金の額	2,778百万円
純資産の額	現時点では確定しておりません。確定次第お知らせいたします。
総資産の額	現時点では確定しておりません。確定次第お知らせいたします。
事業の内容	携帯電話の卸売・販売及び携帯電話を利用したソリューションサービスの提供

以上

## 合併契約書（写）

アイ・ティー・シーネットワーク株式会社（以下「甲」という。）及びパナソニックテレコム株式会社（以下「乙」という。）は、両社の合併に関し、以下のとおり合併契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（吸収合併）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併（以下「本合併」という。）する。

### 第2条（当事会社の商号及び住所）

本合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりである。

吸収合併存続会社（甲）：（商号）アイ・ティー・シーネットワーク株式会社

（住所）東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号

吸収合併消滅会社（乙）：（商号）パナソニックテレコム株式会社

（住所）東京都港区芝浦一丁目12番3号

### 第3条（効力発生日）

本合併が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成24年10月1日とする。但し、本合併の手續の進行に応じ、必要な場合には、甲乙協議し、合意の上、これを変更することができる。

### 第4条（本合併に際して交付される対価及びその割当てに関する事項）

甲は、本合併に際して、効力発生日の前日の最終の乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主が保有する乙の株式の合計数に55.923を乗じて得た数の甲の株式及び金99億円を交付するものとし、これを、効力発生日の前日の最終の乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主に対して、その所有する乙の株式1株につき甲の株式55.923株及び金49,500円を割り当てる。

### 第5条（資本金及び準備金の額）

本合併に際して増加すべき甲の資本金及び準備金は、次のとおりとする。但し、甲及び乙は、効力発生日に至るまでの間における事情の変更により、甲及び乙が協議し、合意の上、これを変更することができる。

- (1) 資本金 0円
- (2) 資本準備金 0円
- (3) その他資本剰余金 会社計算規則の定めに従い当該金額を決定する。
- (4) 利益準備金 0円
- (5) その他利益剰余金 0円

第6条（会社財産の承継）

甲は、効力発生日において、乙の資産、負債及び権利義務の一切を承継する。

第7条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、それぞれ従前の合理的な慣行業務に従い、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務を執行するとともに、資産及び負債を管理し、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為をする場合には、あらかじめ相手方の承諾を得なければならない。

第8条（合併条件の変更及び合併契約の解除）

本契約締結後、効力発生日に至るまでの間に、天災地変その他の事由により、甲もしくは乙の財政状態もしくは経営成績に重大な変動が発生しもしくは判明した場合、又は本合併の実行に重大な支障となり得る事態もしくは本合併の実行を著しく困難にする事態が発生しもしくは判明した場合には、甲及び乙は、協議し、合意の上、本契約の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（本契約に定めのない事項）

本契約に定めるもののほか、本合併に際し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

本契約の成立を証するため本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年5月11日

甲 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号  
アイ・ティー・シーネットワーク株式会社  
代表取締役社長 寺本 一三

乙 東京都港区芝浦一丁目12番3号  
パナソニックテレコム株式会社  
代表取締役社長 佐藤 正人